第二百四十三号）第四十一条第七項の規定に基づき、健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十一年厚生労働省告示第二百九十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中「児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十三条の二第二項第一号の医療の給付又は同項第二号の医療に要する費用」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費」に改める。

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

○農林水産省告示第千九百四十四号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第二項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護若しくは漁業取締りその他漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を次のように定め、平成二十七年三月三日から施行する。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

次の表の上欄に掲げる漁業について漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項の許可を受けた船舶の船長（遠洋かつお・まぐろ漁業にあっては、浮きはえ縄を使用する者に限る。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、農林水産大臣に報告しなければならない。

指定漁業	報告すべき事項	報告の方法
小型捕鯨業	鯨（まっこう鯨を除く。）の日別（採捕しなかった日を除く。）の捕獲頭数	ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の翌日までに報告すること。
遠洋かつお・まぐろ漁業	一　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）のうち、北緯十五度の線、北緯十度の線、西経四十度の線及び西経二十度の線に囲まれた海域（以下「二線度の線及び西経二十度の線に囲まれた海域」という。）における大西洋のまぐろ類の漁獲数量、採捕した日の正午位置及び投縄開始時刻 二　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域におけるくろまぐろの日別の漁獲数量、採捕の順序を示す番号別の重量並びに採捕した日の正午位置及び投縄開始時刻	ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の翌日までに報告すること。
日本海べにずわいがに漁業	一　毎日の正午位置（港内に停泊している場合を除く。） 二　毎日の漁獲数量及び揚かごの場所	ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の十四時までに報告すること。 ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の翌日の十四時又は陸揚港に入港する三時間前のいずれか早い時までに報告すること。
北太平洋さんま漁業	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業を行った航海中の船舶の位置	汎地球測位システム測量機により一時間ごとに記録した船舶の位置を漁業監督官が次の航海の開始までの間に要求した場合に当該要求に従って報告すること。

○厚生労働省告示第四百七十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施行に伴い、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十二条の三第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号及び第二号中「該当するもの」の下に「（第五号に規定する指定難病の患者を除く。）」を加える。

第四号の次に次の一号を加える。

五　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（当該患者が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）

附　則

（平成十年七月十六日農林水産省告示第千五十七号等の廃止）

1　次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成十年七月十六日農林水産省告示第千五十七号（遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件）

二　平成十九年七月二十五日農林水産省告示第九百六十二号（日本海べにずわいがに漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件）

三　平成二十四年七月二十三日農林水産省告示第千七百七十二号（北太平洋さんま漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件）

（報告に関する経過措置）

2　この告示の施行前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる告示の規定により農林水産大臣又は漁業監督官に対して報告をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその報告がされていないものについては、この告示の施行後は、これを、この告示の相当規定により農林水産大臣又は漁業監督官に対してその報告をしなければならないとされた事項についてその報告がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

○農林水産省告示第千九百四十五号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Bidens L.	ハナビ	大下秀幸 岐阜県高山市下林町1855番地	第28289号 平成26年11月20日
〃	鈴姫（すずひめ）	金子勝則 岐阜県下呂市萩原町上呂1043番地1	第28604号 平成26年11月12日